

浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 3 号

浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 浜田市まちづくりセンターの設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(浜田市行政組織条例の一部改正)

2 浜田市行政組織条例（平成17年浜田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民生活部の項に次の1号を加える。

- (5) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。

(浜田市まちづくりセンター条例の一部改正)

3 浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除